

審査事項

(2) 指導者の拡充について

入団後、10年以上、海洋少年団において団員の指導に当たっている成人会員の指導者登録については、日本海洋少年団連盟規約第32条の有資格の規定を適用する。

【参考】

日本海洋少年団連盟規約（抜粋）

（要件）

第31条 連盟指導者は、各区分ごとに次の要件を備えなければならない。

- (1) 統括指導者は、主任指導者として3年以上の実務経験を有する者又は本連盟が主催する上級指導者養成研修を修了している者。
- (2) 主任指導者は、指導者として5年以上の実務経験を有する者。
- (3) 指導者は、準指導者として指名され、又は、単位団に入団後1年以上を経過し、地区連盟が主催する指導者養成研修を修了している者。

以下略

（有資格者）

第32条 前条の規定に関わらず、本連盟会長は、他の少年団体等の指導者認定等を受けている者、本連盟が必要と認める知識、技能等を有する者について、資格審査委員会の承認を得て各区分の指導者に登録することができる。